

令和7年度オンネトー野営場等管理運営業務企画提案実施要項 (特定非営利活動法人あしよろ観光協会)

1. 業務の概要

(1) 業 務 名

令和7年度オンネトー野営場等管理運営業務

(2) 目 的

令和7年度オンネトー野営場等管理運営業務（以下「本業務」という。）を委託する最適事業者を募集し選定する手順及び方法について必要な事項を定める。

(3) 選定方法

本業務の受託を希望する町内に事業所を置く観光事業者または商工事業者から企画提案書の提出を受け、特定非営利活動法人あしよろ観光協会内に設置した選考委員会で書面審査を行い、最適事業者を選定する。

(4) 業 務 内 容

「オンネトー野営場等管理運営業務仕様書」のとおり

(5) 令和7年度業務委託予定額（参考）

業務価格 約6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、本業務価格は足寄町の令和7年度予算の範囲内で実施するため、変更となる可能性がある。

(6) 業務実施期間 令和7年4月1日から～令和8年3月31日

2. 参加資格

本業務に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。）
- (2) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (3) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の許可がなされていない者、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしたものにあつては更生計画の認可がなされていない者であること。
- (4) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 足寄町暴力団排除条例に掲げる暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。

3. 企画提案実施計画

実 施 内 容	実施期間又は期日
企画提案書等受付開始日	令和7年1月28日（火）
企画提案参加申請書提出期限	令和7年2月 5日（水）
質問書提出期限	令和7年2月 5日（水）
企画提案書提出期限	令和7年2月14日（金）
最適事業者選考委員会	令和7年2月下旬を予定
最適事業者決定・結果通知	令和7年3月上旬を予定
最適事業者と委託内容の協議	令和7年3月中
最適事業者との契約締結	令和7年4月1日

4. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 様式第1号（企画提案参加申請書）
 様式第2号（企画提案書提出届）
 様式第3号（令和7年度オンネトー野営場等管理運営業務企画提案書）
 様式第4号（質問書）
 企画提案書、付属書類
- (2) 企画提案書 企画提案書には、次の事項を記載すること。
 ①業務の執行体制
 ②業務の実施体制
 ③利用者増加への取り組み
 ④環境への配慮
 ⑤業務実施にあたってのアピールポイント
 上記、5点の業務について明記
- (3) 様 式 様式第3号（A4サイズ）による
 必要に応じて付属資料を添付しても構わないが付属資料はA4サイズとする。
- (4) 提出部数 企画提案書は正本1部、副本4部を提出する。
- (5) 提出期限 令和7年2月14日（金）17時（必着）
- (6) 提出方法 郵送、持参又は電子メール
- (7) 提 出 先 〒089-3701
 特定非営利活動法人 あしよろ観光協会
 足寄町北1条1丁目3番地（道の駅銀河ホール21内）
 TEL 0156-25-6131 メールアドレス info@ashoro-kanko.jp

(8) 留意事項

- ①企画提案書は、文書での表現を原則とする。
- ②企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう分かりやすい表現を心がけること。
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合、談合その他不正行為があった場合は失格とする。

5. 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和7年2月5日(水) 17時(必着)
- (2) 提出書類 様式第4号(質問書)
- (3) 提出方法 郵送、持参又は電子メール
- (4) 回 答 回答はあしよろ観光協会ホームページにて行う。
- (5) 提 出 先 〒089-3701
特定非営利活動法人 あしよろ観光協会
足寄町北1条1丁目3番地(道の駅銀河ホール21内)
TEL 0156-25-6131 メールアドレス info@ashoro-kanko.jp

6. 契約の相手方の選定・締結

- (1) 提出書類等の審査を行い、最も評価の高い者を最適事業者を選定する。
審査基準は別表1のとおりとする。
- (2) 選定結果は、書面で通知する。
- (3) 選定された最適事業者と具体的な業務内容を協議した上で、本業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案者と協議できるものとする。

7. その他

- (1) 企画提案書等その他に虚偽の記載があった場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書等の作成及び提出に要した経費等は企画提案者の負担とする。
- (3) 本業務に関して不明な点がある場合には、質問書(様式第4号)に記載し、郵送、持参又は電子メールで提出すること。質問は令和7年2月5日(水)までに受け付けるものとし、回答はあしよろ観光協会ホームページにて行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。
- (4) 本企画提案は足寄町の令和7年度予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約しない。
- (5) 問い合わせ先及び企画提案書等の提出先
〒089-3701

特定非営利活動法人 あしよろ観光協会
足寄町北1条1丁目3番地(道の駅銀河ホール21内)
TEL 0156-25-6131 メールアドレス info@ashoro-kanko.jp

別表 1

企画提案書審査基準			配点
評 価 項 目			
(1) 業務の執行体制			40
	① 人員体制		
	② 設備体制		
	③ 災害時等の対応		
(2) 業務の実施体制			40
	① オンネトー国設野営場等清掃業務		
	② オンネトー国設野営場等における廃棄物の収集分別		
	③ オンネトー地区、白藤の滝、ラワンぶき自生地における草刈り及び清掃業務		
	④ オンネトー国設野営場管理		
	⑤ オンネトー野営場休憩舎管理		
(3) オンネトー地区の上質化を図る提案			10
	① 利用者の増加		
	② 環境への配慮		
(4) 業務価格			10